

様式第1号（第9条関係）

個人情報開示請求書

鳥取県議会議長 様

鳥取県議会個人情報保護条例第20条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

年 月 日

請求者 郵便番号
住所
氏名
連絡先（電話番号）

開示を請求する保有個人情報 （当該情報が記録されている 公文書の名称など、具体的に 特定してください。）	
開示の方法 （該当するものを○で囲んで ください。）	1 閲覧又は視聴 2 用紙に複写したものの交付 3 物品（ ）に複写等をしたものの交付
希望する開示の実施方法 （該当するものを○で囲んで ください。）	1 県議会事務局における開示の実施を希望する。 2 送付を希望する（開示の方法が2又は3の場合に限る。）。
開示の実施を希望する日 （県議会事務局における開示 の実施を希望する場合のみ記 入してください。）	※複数記入可 年 月 日

※請求者が代理人である場合、次の欄にも記入してください。

本人の住所、氏名及び連絡先	郵便番号	住所
	氏名（ふりがな）	
	連絡先（電話番号）	
代理人の種別 （該当するものを○で囲んで ください。）	1 法定代理人 （1）親権者 （2）未成年後見人 （3）成年後見人 （4）その他（ ） 2 任意代理人	

代理人により請求する理由	
--------------	--

注1 「開示の方法」欄の3の括弧内には、CD-R、DVD-Rなど交付を希望する物品を記入してください。

- 2 開示請求に係る本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、個人番号カード等）を提示又は提出してください。請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等（請求をする日前30日以内に作成されたものに限り、）も併せて添付してください。
- 3 代理人によって開示請求する場合には、2の書類のほか、法定代理人にあつては戸籍謄本、登記事項証明書その他の法定代理人であることを証明する書類を、任意代理人にあつては委任状その他の代理権限を証明する書類を提出してください。
- 4 代理人によって開示請求する場合には、開示を受ける前に代理人の資格を喪失したときは、直ちにその旨を書面で届け出てください。
- 5 写しの交付を希望する場合、写しの作成に要する費用（送付を希望する場合、写しの作成に要する費用及び送付に要する費用）の納付が必要となります。